

HIMEDIC山中湖倶楽部 (W NEO/W NEO 10コース)  
 利用規程 新旧対比表

※下線は変更部分を示します。

2021年5月17日改定

現利用規程	改定後利用規程
<p>【ご予約の手続】                      &lt;検診の受付について&gt;</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>3. ご予約時には、ご希望のご利用日、会員名、会員番号、受診コース名、ご利用者名をお知らせください。会員が指名した利用者からのご予約の際は、受診権番号(会員から譲渡された受診権の番号)もお伝えください。また、細則第4条第7項記載の追加検診代金を支払うことにより、4名まで追加受診することが出来ます。その場合、ご予約時に追加検診者名もお知らせください。<u>追加検診代金は、検診日に検診施設でお支払いください。</u>なお、追加検診者の受診権利は、1年に1回とし翌年に繰り越せないものとします。また、追加検診者の占有期間内のご利用は、会員様が利用する同日に限り、占有期間予約が出来るものとします。それ以外は、フローティング予約となります。</p>	<p>【ご予約の手続】                      &lt;検診の受付について&gt;</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>3. ご予約時には、ご希望のご利用日、会員名、会員番号、受診コース名、ご利用者名をお知らせください。会員が指名した利用者からのご予約の際は、受診権番号(会員から譲渡された受診権の番号)もお伝えください。また、細則第4条第7項記載の追加検診代金を支払うことにより、4名まで追加受診することが出来ます。その場合、ご予約時に追加検診者名もお知らせください。<u>追加検診代金は、検診日の1週間前までに振込にてお支払ください。</u>なお、追加検診者の受診権利は、1年に1回とし翌年に繰り越せないものとします。また、追加検診者の占有期間内のご利用は、会員様が利用する同日に限り、占有期間予約が出来るものとします。それ以外は、フローティング予約となります。</p>